

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金斗争

第一節 総評の賃金綱領をめぐる動き

総評が一九五二年二月「賃金綱領」を発表してから、賃金闘争は大きな転換をみせはじめた。それは労闘ストなどを通じて政治的意識のたかまりをみせた労働者階級が、経済闘争の面においてもいちじるしく前進したことのあらわれである。ここでは「賃金綱領」の発表された経緯と、その意義を明らかにしておこう。

「賃金綱領」の先駆となったのは、鉄鋼労連の「賃金改善の基本方針」であった。すなわち鉄鋼労連では五一年七月の中央執行委員会において「当初いわれていた統一闘争、あるいは集約闘争が、各組合の内部の事情によって不可能になり、個々バラバラの闘争に終わってしまった。」そして「組合の要求にたいする最終の結果が、必ずしも組合員の満足すべきものでなく、鉄鋼資本家の一時金方式、あるいは能率給政策を打ちやぶることができなかった」と自己批判を行い、秋季闘争を見送って、五二年の春季闘争を統一的行う準備をすすめた。したがって、五二年早々に出された「賃金改善の基本方針」は、過去における賃金闘争の自己批判の決算だったのである。「賃金改善の基本方針」の前文には、まず「現在われわれが獲得している実質賃金水準は、鉄鋼産業が朝鮮動乱以来の巨大な軍需ブームと、大規模な生産の拡大—生産水準はすでに戦前水準を四〇%も上まわる—のただ中におかれてきたのにもかかわらず、昭和二五年の苛烈な安定恐慌の賃金水準(戦前の六〇%)よりも低下している」とし、このような賃金の停滞の原因の一つは「従来の賃上げにおいて単に物価の尻を追いかけて、平均賃金の名目的引上げを要求するに止り、しかもそれが常に資本家に値切り倒されて物価の上昇そのものをすらカバーし切れずに終わってきたことがあげられよう」と指摘している。ここではC・P・SやC・P・Iなどの官庁統計に依存する賃金闘争を克服しようとする意図があらわれている。

「賃金改善の基本方針」は、日本資本主義の基礎構造としての低賃金を明らかにし、産業構造、資本構成、貿易構造等の全部面における変革を展望しながら、賃金を一步步理想的な目標に近づけ、その過程で経済構造も段階的に変革してゆくと主張している。それでは賃金闘争の基本目標である「健康にして文化的な近代賃金」とはどのようなものであろうか。鉄鋼労連はつぎのようにいう。「今日、日本の鉄鋼労働者が、その家族を扶養しつつ健康にして文化的な生活を営んでゆく上に最低限度必要な物量をもって〈五人世帯マーケット・バスケット〉を作成し、その市場価格による金額換算によって、〈鉄鋼労働者(五人世帯)必要生計費〉を算出する。われわれは、すべての鉄鋼労働者は少くともこの程度の生活を営むに足るだけの賃金を保障されてしかるべきであることを確認し、今後におけるわれわれの賃金闘争の基本目標をこの賃金額の完全獲得におくこととする。」一月一八日の賃金対策委員会に提示されたこの五人世帯必要生計費の合計は六万七二〇二円であり、

そのうち飲食費は二万一千五百九十九円(エンゲル系数三二・一%)となっている。

それでは右のような賃金要求方針は、春季賃金闘争においてはどうか具体化されたであろうか。すなわち、賃金要求の水準については「当面の二七年度春季賃上げ闘争においては、右の必要生計費額そのものを要求金額とすることは、労資関係の現状からみてもなお困難と思われるので、今回は、それを現情勢下で獲得しうる限りの水準にまで圧縮し、その圧縮生計費を鉄鋼労連の標準世帯にひき直したものを要求金額とすることとする」としている。ここで圧縮生計費といわれているものは、要するに現在の段階では必要生計費を直ちに獲得することは困難なので、その時々においてとれるだけのものをもって、漸次、必要生計費の獲得にまで到達しようとする考え方に立つものであり、「さしあたりこれだけはどうしてもよこせ」という賃金を算出するものが圧縮生計費であった。

圧縮生計費の作成方法は、まず当面の賃金水準や、労資の力関係等の諸条件を検討して、現在の段階でとれるだけの賃金水準を求めて、これを必要生計費圧縮の際の水準とするとされている。ここでいわゆる圧縮生計費がベース賃金＝平均賃金算定の基礎に用いられるものであることは注意すべきである。

さて、右のような鉄鋼労連の画期的な賃金闘争方針をさらに発展させたものが総評の賃金綱領であった。それは次のようなものである。

(賃金綱領)

一

現在の賃金は、わが国八〇余年の歴史において、いまだかつて経験したことのない極度の低賃金である。文字通りの飢餓賃金である。

わが国の低賃金は、根本的には農民の極端に貧困な生活水準と、ぼう大な潜在的失業の存在とによって、もたらされたものであり、直接的には、中小工場や家内工業の見るに忍びない低賃金によって支えられてきたものである。そして、それゆえに、わが国の低賃金は、植民地的な低賃金として全世界の非難をあびてきた。

戦後、わが国の独占資本とその政府は、より一層この低賃金を切り下げることによって、自己の蓄積の強化と復活とをはかってきた。

そして今日、この飢餓賃金体制は、再軍備と軍需産業の拡大のために、さらに強化されようとしている。

すなわち農村は、より一層崩壊を促され、中小企業は、より一層追いつめられ、そこに作り出される大失業と飢餓賃金との圧迫によって、軍需独占企業の賃金は、著しい生産向上にもかかわらず、ますます抑圧され、彼らの手に莫大な利潤を蓄積させている。

しかも、政府はこの体制を固定化するために、一切の労働者の闘争を圧殺する反動支配をもってしようとしている。

二

われわれは、かかる低賃金に満足することは、絶対にできない。また、かかる低賃金を押しつける不当な政策を許すことはできない。かかる賃金に満足するならば、われわれは、人間としての尊厳と独立とを失い、家畜同様の運命に陥らざるをえないであろう。

われわれは、いかなる努力を払ってでもこのような政策を打破し、この状態から脱却し、人間の尊厳と、自由と独立とを保てるだけの賃金に到達しなければならない。そのためには、われわれはまず、即刻、戦前の賃金水準の回復を実現しなければならない。そして、それはあらゆる経営において今直ちに可能なことである。

なぜなら、生産は戦前の水準をはるかに超えており、生産性もまた戦前に回復しているか

らである。

戦前の賃金水準は、今日われわれの分析によれば、少くとも手取二万五〇〇〇円にあたるであろう。しかし、手取二万五〇〇〇円の戦前賃金水準を回復したとしても、それはただ、かつての世界的に有名な植民地的な賃金の復活にすぎない。戦後の労働組合結成の最大使命は、戦前の悪名高い植民地的な低賃金を克服して、人間の尊厳にふさわしい賃金を実現することにある。そしてそのような賃金こそは、憲法が国民に約束し、政府に義務づけている「健康にして文化的な生活」を保障する賃金にはほかならない。われわれは、断固として、かかる賃金の実現に努力しなければならない。

われわれの計算によれば、それは少くとも手取七万円の水準に相当するであろう。もちろん、この賃金は、今直ちに実現することはできないかもしれない。しかし労働者が、かような賃金へ、一歩々々近づくに従って、それと同時に低賃金を土台とし、且つ、それを強要している現在の産業構造と経済機構とは一歩々々変更され、健康にして文化的な生活を営ませることが出来るものへと移行せざるをえないであろうし、また移行させなければならない。

### 三

だが、しかし「健康にして文化的な生活」を営むことができる賃金はもちろんのこと、戦前の賃金の回復さえも、単なる賃金交渉によっては、絶対に貫徹することはできない。それは、ただ賃金闘争によってのみ獲得することのできるものである。それも単なる賃金闘争—それぞれの産業における従来の賃上げ闘争のみによっては、これを獲得することはできない。

それぞれの経営と産業とにおいて、従来の賃上げ闘争を最大限に闘うとともに、現在の低賃金体制の根底を打ち破り、その体制を固定化しようとする一切の政治的抑圧を打ち破るための、具体的な闘争目標を、広汎な統一行動で闘かいとることなしには不可能である

低賃金体制の根底を打破する闘争目標とは何か。いうまでもなく、それは貧農的生活水準をもつ、ぼう大な潜在的失業の圧迫から労働者を解放し、その圧迫にもとづく中小企業、家内工業の極度の低賃金を引上げるための、最低賃金制と社会保障制の確立にほかならない。

低賃金体制を固定化しようとする政治的抑圧打破の闘争目標とは何か。いうまでもなく、それは当面の労働法規改悪、弾圧三法制定を頂点とする一切の反動立法の粉碎にほかならない。

だが、それだけでは十分ではない。労働者の生活と生命とを根底からおびやかす戦争と再軍備とを阻止することなしには、いかなる賃金の引上げも、生活の向上もありえない。従って、われわれは戦争と再軍備との阻止をも、統一行動をもって闘かいとらねばならない。

### 四

以上の観点に立つならば、賃金についての全労働者の基本目標、並びに当面の獲得目標は次の通りである。

- 一、「健康にして文化的な生活」を営むことができる賃金水準＝最低手取七万円の實現。
- 二、戦前賃金水準、手取二万五〇〇〇円平均の即時回復。

- 三、全物量方式による実質賃金要求の達成。
- 四、最低生活保障を基礎とする合理的賃率—職階給制打破
- 五、拘束八時間労働制の完全実施。

しかして、これらの諸目標達成のための不可欠の前提条件として、即刻、全働者の統一行動をもって、かちとらねばならないものは次の四つの要求である。

一、賃金闘争をはばむ、あらゆる法律を撤回せよ(労働法規改悪、弾圧諸法規絶対反対。)

二、いかなる労働者にも、最低八〇〇〇円を保障せよ(最低賃金法の確立)。

三、失業、傷病、老後の労働者生活を保障せよ(社会保障制の根本的拡充)。

四、再軍備反対、平和憲法を守れ。

五

以上の諸目標の達成、そのための統一要求、統一行動はいかにして可能か。

それは、何よりもまず、すべての産業組合及び大企業組合が、それぞれの賃金要求の根本的解決は、右の四つの統一要求の達成なしには不可能であること。そのゆえにそれは中小企業、家内工業労働者のみならず、すべての近代的組織労働者の統一要求であることを十分に認識することから、はじめられなければならない。

そして、それらの力ある組合のインシアチーブの下にすべての労働組合が、その独自の諸要求とともに、必らずこの統一要求をかかげて、全国的、全地域的な統一戦線を組織し、この統一戦線の中に、一切の中小企業、家内工業、未組織労働者のエネルギーを結集しなければならない。

さらに、わが労働者の低賃金水準が、農村における飢餓的生活と潜在失業に基礎をおくものである以上、最も重要なことは、積極的に農民と統一した要求を以て統一行動を起し、労農の統一戦線の機運を築きあげることである。それも、軍事予算反対、高率課税反対、潜在失業者の救済、貧困な農村生活水準の向上、農業経営の近代化など具体的に要求を統一して行かねばならない。

そして、労農提携ができない限り、国民生活水準の向上、完全な民主主義のようごは困難であることを銘記しなければならない。

このようにして、はじめて、統一要求をかちとる具体的な統一闘争は実現するであろう。

右の綱領は、第一に生産力の戦前水準突破と労働の生産性の恢復を根拠として賃金水準の戦前復帰を主張しており、第二に現在の低賃金が農村の飢餓的生活と、尨大な潜在的矢業者、及び中小企業、家内工業の低賃金によってもたらされたという認識のもとに、全労働者階級の統一要求として最低一人八〇〇〇円の最低賃金法の確立をかかげている。また第三に、これらの要求が内外独占資本の政策である再軍備と弾圧立法の反対闘争に必然的に発展せざるをえないことを教えている。このような賃金闘争の目標を貫徹する手段として新しく提示されたのが、「賃金綱領解説草案」にもべられているように、C・P・S、C・P・Iなどの官庁統計を賃上げ要求の基礎に用いることをやめて、マーケット・バスケット方式を採用するということであった。このことは同時に従来のベース・アップ闘争を全面的に批判し、それを克服する意図を背景としていたのである。

すなわち従来のベース・アップ闘争の特徴は、いうまでもなく要求の形態としては平均賃金の増額であり、また闘争の形態としては中央集約闘争であった。ところがベース・アップ闘争の従来の経過をみると、たとえば炭労の五一年春季闘争をみると賃金増額が標準作業量引上げとひきかえられており、その意味では賃金の実質的水準はあがっていないし、また秋季闘争では標準作業量は現行通りであったとはいえ、要求額の僅かに三分の一、四分の一を獲得したに止まった。これでは朝鮮動乱以後の家計費の上昇をカバーするわけにはいかなかった。電産の場合にも賃上げが能力給部

分の増大ということで妥結して賃金形態が改悪され、合成化学労連も賃金合理化の名によって上に厚く、下に薄い職階給が導入されたのである。

このようなベース・アップ闘争は労働者の生活改善に、ほんの僅かしか役立たなかったため、ベース・アップ闘争を克服する第一歩としてC・P・I、C・P・Sを使うことをやめて、物価を追いかける闘争ではなく賃金を戦前に復帰させるという抜本的な方針を打出したのであった。

ところでC・P・S、C・P・Iのいかなる点が批判されているのであろうか。まずC・P・Sは一般的な収入状態でどれだけのものが買入れられたかということ調査する消費者価格(実効価格)の調査であり、その意味では消費者の実際の収入によって制約された生活内容を反映しているにすぎない。すなわち、もし労働者の賃金が物価の上昇に比例して上らない場合には、生活内容をきり下げる以外には方法がないわけである。そして現金消費面にだけ問題が限定され、労働者の生活に比重を占める仕送り金、現金贈与、公租公課、貯蓄、借金返済などはすべてのぞかれているから、本当の意味では家計調査といえない。まして、C・P・Sでは総括的な物価水準をあらわすことが目的なのだから、労働者の世帯数は、全調査対象の二〇%にも充たない。この点からいっても労働者の家計調査でないことは明らかである。

このC・P・Sを指数化したC・P・Iは従来、生計費指数として実質賃金指数を算定する時に用いられたり、また賃金要求の基礎に用いられたりした。しかしC・P・Iは厳密な意味では生計費指数といえない。なぜならば、もともと生計費指数というのは、ある一定の時期(たとえば一九五一年の一月と一九五二年の一月の時期)における生活水準が動かないものと仮定して、それだけの生活をつづけてゆくのに必要な費用がどうかわるかということを示すものであった。つまり、かりに物価が二倍に上がったとした場合は、二倍の金がかかるということが生計費指数の意味であるはずだが、C・P・Iは、今まで米を食べていたのを麦にきりかえて生活をきりつめた場合の実効価格をあらわすにすぎない。だから物価があがっているのに、実効価格の指数としてのC・P・Iは上昇しないという結果が往々にして出てくるわけである。

以上の諸点が、労働組合のC・P・SおよびC・P・Iを放棄するにいたった理論的根拠であった。C・P・S、C・P・Iの放棄によって、賃金要求額算出の手段として全面的に採用されたのはマーケット・バスケット方式であるが、この問題と統一賃金闘争をおしすすめるための統一要求としての最低賃金法の問題とは、節を改めて明らかにしておこう。

なお総評の賃金綱領を原型として、私鉄総連においても賃金綱領を発表した。それは次のようなものである。

#### (私鉄賃金綱領一要旨)

#### 一、最近の諸情勢と私鉄労働者の低賃金 (1)低い賃金の実情

私鉄の賃金は他産業に比べて三―四割も低い。例えば同じ仕事の都市交通は勿論、国鉄に比べても実質的に相当低い。しかも私鉄では仕事が非常にふえているにも拘わらず、従業員数はこの二年間に約一割も減って来たから、労働省の調べでさえ、私鉄の駅員が製造工業の旋盤工よりも一か月に三〇時間も余計働いて四〇〇〇円近くも賃金が安いことや、女子事務員よりも甚だしく重労働である女子車掌が賃金で三〇〇〇円も下廻ることを教えている。処が生活実態調べでは昨年からの僅か二〇〇〇カロリーに満たない食生活を続けていることがはっきり示されたが、厚生省でさえ、労働者ならどうしても最低二五〇〇カロリーが必要なことを指摘している。このように私鉄労働者の賃金

は低賃金を通り越して飢餓賃金である。

## (2)低い賃金の支柱とその強要

私鉄労働者に、飢餓賃金を押しつけるものは資本家であり、そしてこれを支える柱は彼らの手先となっている職制である。

## (3)低い賃金の原因

低賃金の原因は資本家や職制だけの力のせいではない。それは一口にいえば、日本の政治経済があげて再軍備の方向に、そして植民地の枠に仕組まれてゆくからである。

## 二、私鉄労働者の賃金原則

われわれの賃金は労働力の値打である。かつて私鉄の資本家たちは賃金が低いのは働きたがらないからだといひ張った。三、四年前頃は賃金交渉の席上でいつも彼らが主張した「総収入に対する人件費の割合が五割だ」という考え方は今日ではもう三割台にも下降している。然るに最近では金詰りがどうだとかいって賃上を拒否している。三割も五割も余計に稼いだ労働者の実質賃金が逆にどんどん減って行くということは、彼らの理屈がゴマ化しであることを暴露した。われわれの賃金に対する考え方は次の如くである。

### (1)最低生活保障

すべての私鉄労働者は、どの企業で働いてどんな仕事をしていても、職場で働いている限り、健康で人間らしい生活をして家族を養い、労働を続けてゆけるだけの賃金を、八時間労働の中で保証されねばならない。

### (2)同一労働、同一賃金

賃金は労働の質と量とに応じて正しく支払われねばならない。だから私鉄労働者は老若男女の差別なく職場における労働に応じた賃金が確保され、しかもその支払の基準は資本家や職制の一方的なサジ加減できめられないで、より正しく大衆討議のなかで決められなくてはならない。

この最低生活を守り抜き、同一労働、同一賃金の原則のもとに八時間労働制の確立と社会保障制度の完全な裏付けに支持され生きていく原則を貫かねばならない。このため、この原則を骨抜きしようとする職階制賃金を、徹底的に粉砕しなくてはならない。

## 三、最低賃金制確立のための当面の目標

飢餓賃金を打破る原則を、いかにして自分のものにするかが当面するわれわれのもっとも大きな課題である。

総評の賃金綱領は、即刻戦前賃金水準の復帰を唱えている。われわれの推定によれば、私鉄労働者の戦前賃金水準は少なくとも手取二万三〇〇〇円には当る。しかしわれわれはそのような平均的な水準を問題にしているのではなく、一人々々の給料袋の重さが大事である。だからわれわれは当面まず総評のいう、いかなる労働者にも手取八〇〇〇円(八時間労働)の確立を私鉄のなかに打ち立てなくてはならない。そしてその手取八〇〇〇円を基礎にして各々の労働者に見合うだけの賃金をただちに保証させねばならない。もとよりわれわれは憲法に保証された健康にして文化的な生活を求めている。それは七万円になるかもしれないが、われわれは当面、八時間働いて食える賃金を闘いとうとしている。

手取八〇〇〇円を土台としてつみあげた賃金はいますぐ払えるところもあるだろう。しかし払えない企業が大多数だとしても、われわれは払わさなくてはならないのだ。そのた

めには、いま労働者を苦しめている政治や経済の仕組みを、賃上げの闘いの中で根底からくつがえす手がかりをつけ、一步步とわれわれに有利な条件をきずきあげる力を養わねばならないのだ。そのことをぬきにして最低賃金を闘いとることはできない。

#### 四、目標貫徹のための闘い

##### (1) 闘争の性格

われわれの今度の闘いは、一人々々の労働者が、身近かにわれわれを傷めつけている職制や資本家をつきあげながら、しかも一万人のガッチリ組んだスクラムのもとに、共通の被害者である他産業の労働者や、農民や中小商工業者の先頭にたって、共通の加害者である一にぎりの資本家どもと最後まで闘い抜かねば成功しないのである。

##### (2) 中小私鉄の闘い(略)

##### (3) 農民との共同闘争(略)

##### (4) むすび(略)

われわれの三つの旗印である、

イ、一八歳手取八〇〇〇円を基礎にした私鉄労働者の最低賃金制の確立

ロ、八時間労働制の完全実施

ハ、職制粉碎のためのベース賃金、職階制打倒

を貫くための闘いは、単に運賃値上のオコボレを頂戴するような金銭の考え方を乗り越えて、一万人の組織力で、私鉄労働者もまた「人間である」ことをみとめさせる闘いである。

この闘いを勝ちとるには、まずなによりもわれわれの身近な敵—職制の手をかえ品をかえての干渉や圧迫をはね返して、八〇〇〇円を基礎にして一人々々の最低賃金が何の妥協もなく打ちたてられ、職階制はくずれ落ち、職制は孤立し、われわれの要求を基礎として経営の仕組み替えがなされなくてはならないのである。

私鉄の賃金綱領は、総評の賃金綱領の線に沿ったものであるが、注目すべきことは、総評の賃金綱領が最低賃金法による最低賃金八〇〇〇円の確立を主張していることをさらに発展させて、私鉄の中に最低賃金八〇〇〇円を確立しなければならない、といっている点である。つまり各単産の賃金闘争においても最低賃金を確立しなければならないことを指摘したのは、ベース・アップ闘争克服の根本点を示したことになるといつてよく、また職階制打破のための手がかりをつくることにもなった。さらに単産の賃金闘争の中に最低賃金確立の闘争が組みこまれたことは、最低賃金法(社会政策的立法要求)を実現する土台となるものであることを明らかにすることにもなるのである。

総評や、私鉄の賃金綱領とは系列を異にし、しかも総評の賃金綱領に対置する意味を出しているのは全織同盟の賃金白書である。それは次のような趣旨のものである。

##### (全織同盟の賃金白書—一部)

##### 【繊維賃金の特殊性】

もしすべての賃金が産業別、業種別、地域別等のもつ特殊性が反映されずに賃金理解の上に組みたてられているならば、産業別賃金—繊維賃金の特殊性を殊更に強調する必要はない。

然しながら、日本といわず、繊維賃金の決定には、多く諸外国にもその例をみる如くに、労働環境と生産上の諸制度から賃金決定に多くの特殊性が反映されているのである。

その最も典型的なものが所謂、寄宿舍、社宅制度を中心とする福利厚生施設の完備である。我々は繊維産業における福利厚生施設は所謂、福利厚生施設としての認識で

はななくして生産設備としてこれを考えているが、もし賃金はその実質的比較において論ぜられるとするならば、たとえ生産設備であったとしても八〇%以上の人間が生活し利用している寄宿舍、社宅等の設備を全く無視するわけにはいかない。

一般家庭においては三〇%をも占める住居費、光熱費という部分が、繊維産業の労働者としては、ごく僅かな支出ですむし、一般世帯の生活費の五〇%程度を占める食料費も、寄宿舍、社宅等における共同購入等の面から低廉化されており、この事実を全く無視することは、繊維賃金の実体を正しく把握することにはならない。

次に問題になるのは、繊維産業における人員構成の問題である。

表一で明らかな如く、女子労務者の占める割合の大なることは他産業にみられぬ一つの特徴であり、類似の項を探すならば、煙草製造業と、食料品工業の一部に発見する程度であり、殊にこれらの女子労務者が表二で明らかな如く、比較的年少労働者の多いこともまた忘れてはならない。

且つまた労務者構成において海外の繊維産業とも著しく異なる点は年令、女子労務者の割合、年少労務者の割合というものの差である。  
日、英、米の綿紡関係の比をみると、表二の如くになり、この間の事情を物語る。

表一、表二に明らかな如く、諸外国にくらべてみてもまた国内的にみても、その年令構成、年少労働者率等の構成を見ても、まことに日本の繊維産業の労務構成は特異的なものであるといわなくてはならない。

従って、極論するならば、政府統計等に示される紡績平均賃金は、賃金支払総額を示すのみであって、具体的な繊維賃金を表わすものとはいえないのである。

更に又、労働時間の問題、交替制の実施に伴う諸条件等を詳細に分析するならば数多くの繊維賃金の特徴を指摘することができるのであって、これらの総ては、他産業賃金水準、或いは諸外国の繊維賃金水準との比較を行なう場合、重要な要素である。

#### 【繊維産業における業種別平均賃金の検討】

表三、四で明らかなことは、化繊業における賃金ベースは、すでに製造工業平均賃金より上廻っているということである。

平均賃金比較表(表三)をみた場合、織物業においては、製造工業平均より低位にある如くにみえるが、これは現段階における賃金が主として年令、生活要件、勤続によって格付けされていることの結果であって、表三の平均賃金比較表においては、この内容は明らかにされない。

先述した如く繊維賃金の特異性がこの結果をもたらしたものである。従って表四における女子平均賃金比較表をみると、この結果は明瞭になる。紡績及び撚糸業、化学繊維産業の女子平均賃金は、製造工業平均賃金水準より高く、紡織業においてはほぼ同一である。

織物業、製糸業において低位にあるのは中小企業のウエイトがほぼ一〇〇%近く占めている結果である。

ここで注意しなければならないことは、日本の繊維産業が相変らず低賃金なのを国内外で非難されているが、殊に輸出製品を生産する工場においては一般工業平均賃金より高位或いは同水準にあるということである。このことは又、次のことを表明する。



組織された繊維労働者は、いにかえるならば日本に於ける唯一の繊維産業労働組合である我が全織同盟の賃金水準は既に国内の賃金水準と同等以上の水準であるということである。

右の全織同盟の賃金白書は、総評の賃金綱領が、日本の低賃金の実態を認識し、その克服の方向を積極的にうち出しているのにたいして、かえって繊維賃金の特殊な性格(たとえば福利厚生設備が完備しているといったような)を強調して、けっして低賃金ではないと主張するものであり、その点で繊維労働組合の果たした役割を高く評価している。しかし、客観的にみて、これは日本の低賃金をおおいかくし、資本の立場の弁護論になっていることは否定できないであろう。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---